



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】4月からの年金制度改革（在職老齢年金）

4月より年金と就労の調整に関する「在職老齢年金」制度が改正されます。働きながら年金を受給することで年金額が停止される仕組みを緩和する内容です。「働き控え」を解消する目的で行われる改正について解説します。

### 在職老齢年金のしくみ

総報酬月額相当額（賞与を含んだ年収の月割相当額）と年金月額の合計額が「支給停止調整額」を上回る場合、**超えた金額の2分の1の額を支給停止する**しくみです。

$$\text{支給停止額} = \{ (\text{総報酬月額相当額} + \text{年金月額}) - \text{支給停止調整額} \} \times 1/2$$

### Ponit!

令和8年4月より支給停止調整額が引き上げられます

令和7年度	令和8年度
51万円	<b>65万円</b>

### 解説

支給停止調整額は、法定額に名目賃金変動率に応じて改定されます。令和7年度までの法定額は48万円でしたが、昨年の年金制度改革より**62万円**に引き上げられました。これに名目賃金変動率を反映させた結果、令和8年度の支給停止調整額が**65万円**になりました。

### 【計算例】

総報酬月額相当額：60万円  
老齢厚生年金（月額）：11万円

【令和7年度】

支給停止額：(60万 + 11万 - 51万) × 1/2 = 10万円  
年金額：11万 - 10万 = **1万**

【令和8年度】

支給停止額：(60万 + 11万 - 65万) × 1/2 = 3万円  
年金額：11万 - 3万 = **8万**

## ！ ここがポイント

### ● 令和8年度の年金額

年金額は毎年度4月に物価や賃金の変動率をもとに改定します。

具体的には総務省が発表する「全国消費者物価指数」をもとに改定されます。

あわせて現在は「マクロ経済スライド」という数値を盛り込むことになっています。少子高齢化の影響を、年金制度の加入者と受給者の比率を用いて年金額に反映する仕組みです。

その結果、令和8年度の年金額は前年比で国民年金が+1.9%、厚生年金が+2.0%となりました。

## 労務Room Q & A

### Q

国民年金の保険料も改訂されたと聞きましたが、いくらになりますか？

### A

令和8年度の国民年金の保険料額は、17,920円（月額）となりました。

国民年金保険料は、平成16年度の年金制度改革によって段階的に引き上げられ、平成31年4月現在、法定上限額の17,000円になりました。

この額に名目賃金の変動に応じて毎年度改定されるしくみになっています。

## ダグラスと、有沢と、第3号被保険者と

年金制度改革のたびに俎上にあげられる「第3号被保険者」制度。昨年の年金制度改正においても、社会保障審議会の年金部会において時間を割いて議論されました。結果的には次回以降の改正に持ち越しとなりましたが、第3号被保険者制度を検討する時にしばしば持ち出されるのが「ダグラス・有沢の法則」と呼ばれる学説です。

アメリカの経済学者のポール・ダグラスが発見し、日本の経済学者の有沢広巳が国内で実証したもので、世帯主の収入と配偶者の就労率に相関関係があるとする説です。具体的には、夫の年収が高くなるほど妻の就労率が低くなることから第3号被保険者の属性には、この法則があてはまるのではないかと、ひいては第3号被保険者制度が女性の社会進出を妨げている、という指摘がなされます。

経済は全く素人なので、第3号被保険者がこの法則に当てはまるかどうかは私にはわかりません。ふたつ言えることは、昭和61年の年金大改正の際に第3号被保険者制度ができていなければ、女性の年金受給者の大半が現在より低年金・無年金になっていたであろうということと、第3号被保険者のなかには、病気や育児・介護等を理由に就労できない人もいて、自らの選好で制度に加入しているわけではないことです。

制度を改正するにしても、事前のきめ細かな実態把握が前提条件であるといえます。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 魴鮒：ほうぼう

エビを好んで食べるため魚体は赤く、孔雀色の胸鰭が特徴的です。名前の由来は、腹の中にある浮袋を鳴らす音からきている説があります。

華やかな魚体や音を鳴らす浮袋は、いずれも周りの魚を威嚇する目的があります。浅瀬から深海まで泳ぐ生態の故でしょうか。

江戸時代には殿様に献上された高級魚であったため「君魚」とも呼ばれていました。戦国時代の智将・黒田官兵衛が、秀吉の軍師として小田原の北条氏を攻めた際、ホウボウの粕漬を送って降伏を促した逸話もあります。

寒い季節に旬を迎えるので煮付けが絶品。この時期は方々の魚屋さんで探すのに一苦労です。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



鴨川・菜な畑ロード

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile  
website

個人情報の保護に敏感です



S R P II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所